

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	一般旅客自動車供給(その3)
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	木村周二 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 東京都世田谷区用賀4-5-16 TEビル7階
契約締結日	平成26年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	東京四社営業委員会 東京都中央区日本橋本町4-15-11
契約金額 (消費税及び地方消費税を含む)	許認可運賃のとおり
予定期格 (消費税及び地方消費税を含む)	許認可運賃のとおり
随意契約によることとした理由	<p>当事務所は、東京外かく環状道路のうち「関越道～東名高速間」の事業を行い一般連絡用として官用車2台を利用している。</p> <p>業務の遂行にあたり、本局・沿線地方公共団体・関係機関等との打ち合わせや会議、地域PI等の広報活動等で各地へ赴く必要がある。その際説明資料や書類等を持参するため、公共交通機関の利用では難しく車両が必要となる。現在、事務所保有台数と業務量を考えた場合、どうしても事務所保有台数だけでは不足となることから、業務の円滑かつ効率的な執行を図るために一般旅客自動車の供給が必要になる。</p> <p>タクシー運賃は、関東地区においては全て関東運輸局の許可運賃及び約款によっている。そのため競争性を欠き、相手方を決めるにあたっては、①車両保有台数が多いこと、②連絡体制が整っており迅速な対応が可能であること、③沿線地域の各所での利用が可能であることが条件となる。</p> <p>以上のように東京四社営業委員会は、業界の中でも保有台数が多く都内全域が営業範囲で容易に利用でき、かつ連絡体制が整っており迅速な対応ができるため上記条件に合致することから上記の者と随意契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>
備考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。